

令和7年度愛媛県職員志望者情報管理・分析システム導入業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、愛媛県（以下、「県」という。）が発注を予定している「令和7年度愛媛県職員志望者情報管理・分析システム導入業務」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和7年度愛媛県職員志望者情報管理・分析システム導入業務

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

県では有為な人材獲得のため、インターンシップやオープン・カンパニーなど職員採用イベントを実施し、県庁の魅力発信を行っているところであるが、民間企業での採用意欲の向上及び人口減少により人材確保が一層困難な状況が続いている。

このような背景の下、本業務では、職員採用イベント等で受け付けた個々の学生や社会人（以下「学生等」）の属性・行動情報等を一元管理するとともに、学生等の志望度に応じた最適な情報発信の分析を行うシステムや手法の導入を通じて、就職・転職先の検討から職員採用候補者試験受験に至るまでのフォローアップ等を強化し、更なる試験申込者数の増加を図るものである。

5 実施業務

受託者は、以下の内容に関する構築、学生等の就職志望度の維持・向上支援、保守サポート等の一切の業務を実施すること。

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定するものとする。

また、本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

(1) 顧客管理システムの導入

学生等の情報を一元管理・分析し、個々の学生等との最適なコミュニケーションを通じて県への就職検討度合いを高めていくことを目的に、顧客管理システムを導入する。なお、本業務で導入するシステムは以下の機能を有すること。

① 学生等のデータベース

(a) 学生等の基本情報、各種職員採用イベントへの参加申込み履歴等の登録・管理ができること。なお、想定する管理項目は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、学歴（専攻分野）、受験を検討している試験の種類・職種、

相談履歴、その他の自由記述等であるが、県と受託者で協議の上で決定する。

- (b) 登録された情報を表示する際に、項目での検索・絞り込みができること。
- (c) データベースに登録された内容を管理画面から変更できること。
- (d) データベースに登録された内容を一覧で表示させる項目が任意に設定できること。

② フォームの作成機能

- (a) ユーザーが、各種職員採用イベントへの参加申込みや問合せ内容をWEB上で入力可能なフォームについて、HTMLコーディングの知識がない者でも、GUIを利用して任意に作成できる機能を有すること。
- (b) 想定するフォームの利用用途は、各種職員採用イベントへの参加申込、相談の問合せなどである。なお、フォームはイベント等への申し込みが下記の「愛媛県職員採用情報サイト」からのリンク及び当該サイトへのリンクが可能であること。

【参考：システムと連携が必要なWEBサイト】

○愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp/>

- (c) フォームで入力された内容は自動的にデータベースに登録されること。
- (d) キーとなる項目を定め、同一の登録者からの複数回のフォーム入力があった場合は、当該登録者の履歴として登録できる機能を有すること。
- (e) フォーム入力を完了した学生等に対する入力確認を兼ねたお礼のメールや、管理者に対するフォーム入力のお知らせメールの自動送信機能を有すること。
- (f) フォームの公開期間を指定し、期間限定の入力を可能とする機能を有すること。
- (g) フォームの項目の選択肢ごとに「登録の上限数」を設定できる機能を有すること。

③ メール配信機能

- (a) すべての登録者に対して一律のメッセージ送信をするだけでなく、登録者の属性やイベント参加などの行動履歴に応じた情報提供を手動又は自動で適切なタイミングに実施できる機能を有すること。
- (b) メールはHTML及びテキストのメールテンプレートを作成できること。
- (c) メール配信の結果がデータベース上の登録者に紐づいて自動で記録されること。また、PDCAサイクルによりメール配信の効果を高めるために、メールの開封状況や本文に記載のURLのクリック状況などの効果測定ができる機能を有すること。
- (d) 配信するメール内で登録者自身がメールでの情報提供を解除できる仕組みを提供できること。

④ SNS 配信機能

- (a) 登録者のうち、顧客管理システムと人事委員会事務局が所管するLINEアカウントを連携した者に対して、一律のメッセージ送信をするだけでなく、登録者の属性やイベント参加などの行動履歴に応じた情報提供を手動又は自動で適切なタイミングに実施できる機能を有すること。

【参考：人事委員会事務局が所管するLINEアカウント】

○愛媛県職員採用 <https://page.line.me/072xemwd>

(b) LINE 配信の結果がデータベース上の登録者に紐づいて自動で記録されること。また、PDCA サイクルにより LINE 配信の効果を高めるために、LINE メッセージの開封状況や本文に記載の URL のクリック状況などの効果測定ができる機能を有すること。

⑤アンケート作成・集計機能

(a) すべての登録者に対して一律のアンケートを作成・配信をするだけでなく、登録者の属性やイベント参加などの行動履歴に応じて作成・配信ができる機能を有するものとする。

(b) アンケートの集計では、登録者とアンケート回答者が突合できる機能を有するものとする。ただし、アンケート回答者には回答時に個人を特定する事項の入力は求めない仕様を有すること。

⑥ユーザー管理機能

(a) 利用者区分に応じて項目単位での情報の表示・非表示を設定できること。

(b) 利用者区分に応じてシステムの機能ごとのアクセス権限（参照・作成・編集・削除）を設定できること。

⑦システム基盤要件

本業務において導入するシステム基盤については、SaaS/PaaS 方式のクラウド基盤を想定しているが、以下の機能要件を満たすクラウド基盤を採用することとする。

(a) データベースのカスタマイズ機能

ア 特別な開発ツールを利用することなく、サービスを利用するブラウザ上からマウスによる簡単な操作で、データベースの設定ができること。

イ データベースの項目を管理者が任意に作成・変更ができること。

ウ フォームの項目ごとに必要項目・規定値等の設定ができること。

エ データの入力範囲などを設定することができること。

オ 選択リスト項目などの事前に設定可能値リストを定義するような項目の場合、設定値リスト情報を追加・修正しても、既存データに対して影響を与えないこと。

(b) システム性能要件

ア 本県職員が容易に利用でき、安定稼働及び高い応答性能を有するサービスであること。

イ 急激なトランザクション量増加の際にも、レスポンス性能や耐障害性を十分に考慮可能なサービスであること。

ウ サービス提供時間は、計画停止・定期保守を除き 24 時間 365 日とし、稼働率の目安として月間 99% 以上であること。また、先述のサービス提供期間を実現するために商業的に合理的な努力と対応を行うこと。

エ システムの利用者数は 5 人を想定して、それらのユーザーが業務に支障なく操作できるユーザーアカウントを用意すること。アカウント数に応じてライセンス料や費用が変動する場合は、本業務で用意するアカウント権限とアカウント数を提案し、見積書に内訳を記載すること。

(c) データの外部連携

本システムにて保管されたデータはエクスポートが可能なこと。そのため、本システム内のデータはCSV等の汎用的なデータ形式で入出力でき、入出力作業を容易にする機能を本システムにて提供すること。

(d) 業務継続性要件

障害対応のため、業務アプリケーション設定内容、業務関連データのバックアップがとられていること。サービスの稼働が継続できるよう冗長化されたシステムであること。

(e) 情報セキュリティ要件

ア ユーザーアカウントをシステム管理者が発行でき、担当する業務に応じてユーザーの権限を設定できること。

イ パスワードの長さ・文字列の制限・利用制限・パスワードのロックなどについて、任意に変更できること。

ウ 指定端末やIPアドレス等のID・パスワード以外でのセキュリティ性を高めたアクセス制御ができる環境を設定できること。

エ パスワードは暗号化された形で管理され、システム管理者もパスワード情報を照会できないこと。

オ ID単位のログインや操作ログを記録し、システム管理者がG I U画面にて把握できること。

カ 通信回線のセキュリティとして、SSL 128bit 以上の暗号化措置がとられていること。

キ 機密性、可監査性に関して、第三者機関が認定した以下の認証制度全てに準拠したクラウドコンピューティング・サービスを利用すること。

- ・ I SMS 適合性評価制度における I S O / I E C 27001 認証
- ・ サービス提供元がプライバシーマークを取得していること

(2) 過去のデータの統合・格納

本県が保有する約 1,100 件の令和6年度職員採用イベント参加者データをデータクレンジングの上、個人情報の適切な管理を行うことができる体制のもと、構築したシステムにインポートすること。なお、可能な範囲で、同一人物と推定される者の名寄せを実施すること。

(3) 伴走支援サポート

導入するシステム基盤について、職員が支障なく利用し、効果的な活用ができるよう、以下の伴走支援を実施すること。

① カスタマーサポート

- ・ システムの仕様や操作方法に関する職員からの電話やメール等での質問に対して、解決策を迅速に回答すること。
- ・ 有事への対応に備え、非常時における管理責任者を事前に配置すること。
- ・ システムメンテナンスや障害等の発生を把握した場合は、速やかに電話やメール等で職員に伝達すること。

② 伴走支援

- ・ 採用活動の現状や課題を踏まえ、本業務で導入するシステムを最大限活用するための仕組みや手法等を提案・実施すること。なお、具体的な実施内容は、提案内容を踏まえて、県と受託者で協議の上、決定することとし、受託者は

その実施に係る運用ルール策定や職員への相談対応等を随時実施するとともに、必要な分析作業は受託者が実施すること。

- ・設定方法の確認やトラブルシュートについて、導入したシステムに受託者もログインの上、メールや電話、オンライン会議等を通じた対応を随時実施すること。
- ・データベース、メール配信、WEBサイトのアクセス状況などのデータ分析に必要な設定は受託者が実施すること。
- ・月1回1時間程度の定例会をオンライン形式で実施すること。
- ・その他、職員がシステムを使いこなし、職員採用イベントの参加者数及び志望度の増加につながるような機能や活用方法があれば提案すること。
- ・事業開始から6カ月経過後及び事業完了後、事業の分析結果及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ報告書を速やかに提出すること。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 著作権等

- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- ・県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

10 個人情報保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他

- ・業務の実施に当たっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- ・「愛媛県職員採用情報サイト」に係る保守・管理運営業務の受託者と十分連携の上、業務を実施すること。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

別記 1

デジタルプロモーション実施時における留意事項

愛媛県デジタルマーケティングガイドラインに基づき、下記の点に留意して実施すること。

1 Google アナリティクス及び Google タグマネージャ管理に関する業務

- (1) 本事業の PDCA サイクルの確立やオーディエンスリストの蓄積のため、各種計測タグ、リターゲティングなど、事業に関わるタグを設定すること。

2種類の Google アナリティクス横断アカウント(愛媛県庁の複数ウェブサイトに対する横断的な計測)及び縦断アカウント(本事業に用いるウェブサイトのための計測)のトラッキングコード、Google アナリティクスイベントトラッキング・目標設定用のタグ、受託者の Google 広告アカウントで発行する Google 広告リマーケティングタグ、コンバージョントラッキング、コンバージョンリンカー、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャで発行する Meta ピクセル、その他サードパーティタグ等

- (2) 上記の各種タグについては、愛媛県及び「(HP 名称)」の管理運營業務の受託者と協議の上、愛媛県公式の Google タグマネージャ上に別途発行するコンテンツを活用して、設定を行うこと。
- (3) 事業の目的を定義するため、愛媛県及び「(HP 名称)」の管理運營業務の受託者と協議の上、ウェブサイトの目標を縦断 Google アナリティクス上で設定すること。
- (4) 「(HP 名称)」の管理運營業務の受託者と協議の上、事業におけるタグ活用が確実に行われるよう、愛媛県公式の Google タグマネージャ上でのタグ・トリガーアクションの設定、タグの発火テストを実施すること。
- (5) アプリを利用する場合、アプリの利用状況や広告経由のインストール数について、Google タグマネージャ及び Firebase 向け Google アナリティクスを用いて、目的の達成度合いを効果検証すること。

2 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、愛媛県の信用失墜やブランド毀損となる場所への広告掲載は避けるための設定を行う、アドベリフィケーションツールを採用するなど、可能な限り愛媛県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。
- (2) 愛媛県が示す事業目的に応じて CPM 課金、CPC 課金やその他の課金方式を選択して提案可能とする。広告媒体のうち、バナー広告等の CPM 課金型(インプレッション単価制)ディスプレイ広告を実施する場合には、vCPM 課金

型（viewable インプレッション単価制）が可能であれば優先的に採用すること。その採用が困難な場合や、広告配信の目的に応じて、クリック単価制、コンバージョン最大化の自動入札を用いるほうが効果的な場合には、愛媛県に説明・協議の上、方式を決定すること。

- (3) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (4) 縦断 Google アナリティクスで広告効果を取得するため、愛媛県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、訪問者データを蓄積すること。
- (5) 広告媒体から着地するウェブサイトを経た目標完了等までを一体のユーザー導線として捉え、その総合的な動向や結果をもたらした要因や将来に向かった改善策を最終レポートとして必ず記載すること。
- (6) (1) に記載の対策を行っても、広告媒体から不正なクリックや広告表示が発生して返金が発生する可能性がある。その際に返金分の取り扱いについては、愛媛県と協議の上取り決めを行うこと。

3 Meta (Facebook、Instagram) 広告を利用する場合

- (1) 愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャと愛媛県が別途指定する Facebook ページ、Instagram アカウントや受託者の広告アカウントを紐付けること。
- (2) Meta 広告を展開する場合は、愛媛県に対して「広告アカウントの管理」の権限を付与すること。なお、受託者の Meta 広告アカウントとのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャ以外への接続も行わない。
- (3) Meta ピクセルの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。なお、事業目的に応じて最適なイベントピクセルの提案や、カスタムオーディエンスを設定すること。
- (4) Meta が提供する無料調査（「リフトテスト」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとしてイベント測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Google 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイクロライアントセンター）アカウントと受託者の Google 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Google 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の広告アカウントと縦断 Google アナリティクスを連携すること。受託

者の Google 広告アカウント及び縦断 Google アナリティクスアカウントそれぞれで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。

- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (6) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

5 Yahoo! 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Yahoo! 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイククライアントセンター）アカウントと受託者の Yahoo! 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Yahoo! 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の Yahoo! 広告アカウントで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、ターゲティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

6 その他広告媒体を利用する場合

- (1) Meta 広告又は Google 広告、Yahoo! 広告以外の広告媒体を活用する場合においても、原則として両媒体と同様の対応を行うこと。
- (2) 広告の閲覧権の付与について愛媛県がやむを得ないと認めるに足る事情があると考えられる場合には、愛媛県と協議の上、代替案を決定すること。
- (3) 各媒体などとタイアップ企画コンテンツを制作する場合は、同コンテンツ内に愛媛県が指定するリターゲティング用のタグを設定し、訪問者データを蓄積するよう務めること。

7 動画制作・動画広告を実施する場合

愛媛県が今後中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること（動画視聴者リマーケティングリスト作成等）。

8 7においてYouTube を利用する場合

- (1) 作成した動画は愛媛県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。
- (2) YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行い、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 欧州経済領域 (EEA) 域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則 (GDPR : General Data Protection Regulation) コンプライスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。
- (2) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について愛媛県の承認を得ること。また、当該アカウントについては、事業完了後に一切の権利を愛媛県に譲渡すること。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲

の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。